

平成26年5月26日
関東森林管理局

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置対象業者名及び住所
 - ① 山木工業株式会社 福島県いわき市平谷川瀬字双藤町13
 - ② 旭産業株式会社 福島県福島市太平寺字堰ノ上20

- 2 指名停止期間
 - ①山木工業株式会社
平成26年5月27日～平成26年7月7日（6週間）
 - ②旭産業株式会社
平成26年5月27日～平成26年7月7日（6週間）

- 3 指名停止の理由
山木工業株式会社及び旭産業株式会社は、福島県（いわき建設事務所）が発注した工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2に定める軽微な工事の範囲を超える下請契約を締結した。このことが、同法第28条第1項第6号に該当するとして、平成26年3月27日に福島県知事からそれぞれ7日間の営業停止処分を受けた。
このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表2第13号（建設業法違反）に該当するため。

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：行政専門員